

13 災害救助法関係

1 3 1 1 災害救助法の適用について（保健福祉課）

一定規模以上の災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的に、災害救助法の適用をすることができる。

災害救助法が適用されると、救助に要する費用は、国及び県が支弁する。

災害救助法の概要は次のとおりである。

災害救助法の概要

1 実施体制

災害救助法による救助は、県知事が行い、市町村長が補助する。（事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。）

2 適用基準

【災害が発生するおそれがある場合の適用基準】

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づき災害対策本部を設置した場合で、その所管区域の都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に実施される。

【災害が発生した場合の適用基準】

災害救助法による救助は、市町村の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ現に救助を要する状態にあるときに実施される。

(1) 住家等への被害が生じた場合

① 住家が滅失した世帯数が、当該市町村の区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること。

| 市町村の区域内の人口 | | 住家滅失世帯数 |
|------------|-----------|---------|
| 5,000人未満 | | 30世帯 |
| 5,000人以上 | 15,000人未満 | 40 " |
| 15,000 " | 30,000 " | 50 " |
| 30,000 " | 50,000 " | 60 " |
| 50,000 " | 100,000 " | 80 " |
| 100,000 " | 300,000 " | 100 " |
| 300,000 " | | 150 " |

② 愛媛県の区域内で住家が滅失した世帯数が、1,500世帯以上であって当該市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が次の世帯数の数以上であること。

| 市町村の区域内の人口 | | 住家滅失世帯数 |
|------------|-----------|---------|
| 5,000人未満 | | 15世帯 |
| 5,000人以上 | 15,000人未満 | 20 " |
| 15,000 " | 30,000 " | 25 " |
| 30,000 " | 50,000 " | 30 " |
| 50,000 " | 100,000 " | 40 " |
| 100,000 " | 300,000 " | 50 " |
| 300,000 " | | 75 " |

③ 住家の滅失した世帯の数か県内合計で7,000世帯以上であつて、当該市町村において多数の住家が滅失した場合であること。

④ 当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

〔※内閣府令に定める特別の事情

被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。〕

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて内閣府令で定める基準に該当すること。

※内閣府令で定める基準

① 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

② 被災者に対する食品の給与等に特殊の給与方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

3 救助の種類及び期間等

(1) 救助の種類

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被災した住宅の応急修理
- ④ 学用品の給与
- ⑤ 埋葬
- ⑥ 死体の捜索及び処理

- ③被服、寝具その他生活必需品 ⑩住居又はその周辺の障害物の給与又は貸与の除去
 - ④医療及び助産
 - ⑤被災者の救出
- ※災害が発生するおそれがある段階においては、避難所の供与のみ

- (2) 救助の程度、期間等
内閣総理大臣が定める基準により、県知事が定める。
- 4 強制権の発動
迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。
- 5 経費の支弁及び国庫負担
都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁
国庫負担：費用が100万円以上の場合、その額の都道府県の普通
通税収入見込額の割合に応じ、国が負担

| | |
|------------------------|--------|
| ・ 普通通税収入見込額の2/100以下の部分 | 50/100 |
| ・ " 2/100をこえ4/100以下の部分 | 80/100 |
| ・ " 4/100をこえる部分 | 90/100 |

13-2市町別災害救助法適用基準表（保健福祉課）

（人口は令和2年10月1日の国勢調査による確定数である。）

| 市町名 | 人口 | 1号適用 世帯数 | 2号適用 世帯数 | 市町名 | 人口 | 1号適用 世帯数 | 2号適用 世帯数 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------|--------|-------------|-------------|
| 松山市 | 511,192 | 150 | 75 | 東温市 | 33,903 | 60 | 30 |
| 今治市 | 151,672 | 100 | 50 | 上島町 | 6,509 | 40 | 20 |
| 宇和島市 | 70,809 | 80 | 40 | 久万高原町 | 7,404 | 40 | 20 |
| 八幡浜市 | 31,987 | 60 | 30 | 松前町 | 29,630 | 50 | 25 |
| 新居浜市 | 115,938 | 100 | 50 | 砥部町 | 20,480 | 50 | 25 |
| 西条市 | 104,791 | 100 | 50 | 内子町 | 15,322 | 50 | 25 |
| 大洲市 | 40,575 | 60 | 30 | 伊方町 | 8,397 | 40 | 20 |
| 伊予市 | 35,133 | 60 | 30 | 松野町 | 3,674 | 30 | 15 |
| 四国中央市 | 82,754 | 80 | 40 | 鬼北町 | 9,682 | 40 | 20 |
| 西予市 | 35,388 | 60 | 30 | 愛南町 | 19,601 | 50 | 25 |

（注）住家の滅失についての換算率

全壊、流失、全焼・・・1、 半壊、半焼・・・1/2、 床上浸水・・・1/3

災害救助法の適用基準(災害救助法施行令第1条)

災害救助法による救助は、市町の区域単位を原則として同一原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を求める状態にあるとき行われる。

○1号適用

住家が滅失した世帯の数が当該市町の区域内の人口に応じ、上表の世帯数以上であること。

○2号適用

住家の滅失した世帯の数が県内合計1,500世帯以上であって、当該市町において上表の世帯数以上であること。

13-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について（保健福祉課）

令和3年10月1日現在

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 |
|-------------------------|---|--|---|--|
| 避難所の設置 (災害救助法第4条第1項) | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 | (基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。 | 災害発生の日から7日以内 | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合当においては、避難所に避難しているものの健康上の配慮当により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。 |
| 避難所の設置 (災害救助法第4条第2項) | 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 | (基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。 | 災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、災害救助法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間） | 1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議の上、特別基準を設定する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 |
| 応急仮設住宅の供与 | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | ○建設型応急住宅 1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 | 災害発生の日から20日以内着工 | 1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内 |
| | | ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額 | | |

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 | | | | | | |
|----------------------|---|---|--|---|--------|--------|--------|---------------|--------|--------|
| 炊き出しその他による食品の給与 | 1 避難所に収容された者 2 災害により現に炊事できない者 | 1人1日当たり 1,160円以内 | 災害発生の日から 7日以内 | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日) | | | | | | |
| 飲料水の供給 | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。) | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から 7日以内 | 輸送費、人件費は別途計上 | | | | | | |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 | 1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 | 災害発生の日から 10日以内 | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること | | | | | | |
| | | 区 分 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上1人増すごとに加算 | | |
| | | 全全流 | 壊焼失 | 夏 | 18,800 | 24,200 | 35,800 | 42,800 | 54,200 | 7,900 |
| | | | 壊焼失 | 冬 | 31,200 | 40,400 | 56,200 | 65,700 | 82,700 | 11,400 |
| | | 半半床 | 壊焼 | 夏 | 6,100 | 8,300 | 12,400 | 15,100 | 19,000 | 2,600 |
| 床上浸水 | 冬 | | 10,000 | 13,000 | 18,400 | 21,900 | 27,600 | 3,600 | | |
| 医 療 | 医療の途を失った者(応急的処置) | 1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内 | 災害発生の日から 14日以内 | 患者等の移送費は、別途計上 | | | | | | |
| 助 産 | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者) | 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内 | 分べんした日から 7日以内 | 妊婦等の移送費は、別途計上 | | | | | | |
| 被災者の救出 | 1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から 3日以内 | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上 | | | | | | |
| 被災した住宅の応急修理 | 1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 ① ②以外の世帯 1世帯当たり 595,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり 300,000円以内 | 災害発生の日から 3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内) | | | | | | | |

| 救助の種類 | 対 象 | 費 用 の 限 度 額 | 期 間 | 備 考 |
|----------------------------|--|---|------------------------------------|---|
| 学用品の給与 | 住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による学用品の喪失又は損傷等により使用することができず、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒 | 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,500円 中学校生徒 1人当たり4,800円 高等学校生徒 1人当たり5,200円 | 災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内 | 1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 |
| 埋 葬 | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 | 1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内 | 災害発生の日から10日以内 | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 |
| 死体の捜索 | 行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から10日以内 | 1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 |
| 死体の処理 | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。 | （洗浄、縫合、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検 救護班以外は慣行料金案の額以内 | 災害発生の日から10日以内 | 1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者 | 市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内 | 災害発生の日から10日以内 | |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第4条第1項） | 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間以内 | |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第4条第2項） | 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間以内 | 災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費 |

| 救助の種類 | 対 象 | 費 用 の 限 度 額 | 期 間 | 備 考 |
|---------|---|--|-----------------|---------------------|
| 実 費 弁 償 | 1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者 | 1人1日当たり 医師、歯科医師 22,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,600円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700円以内 救急救命士 13,700円以内 土木技術、建築技術者 15,300円以内 大工 21,200円以内 左官 21,800円以内 とび職 21,600円以内 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。 | 救助の実施が認められる期間以内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 |

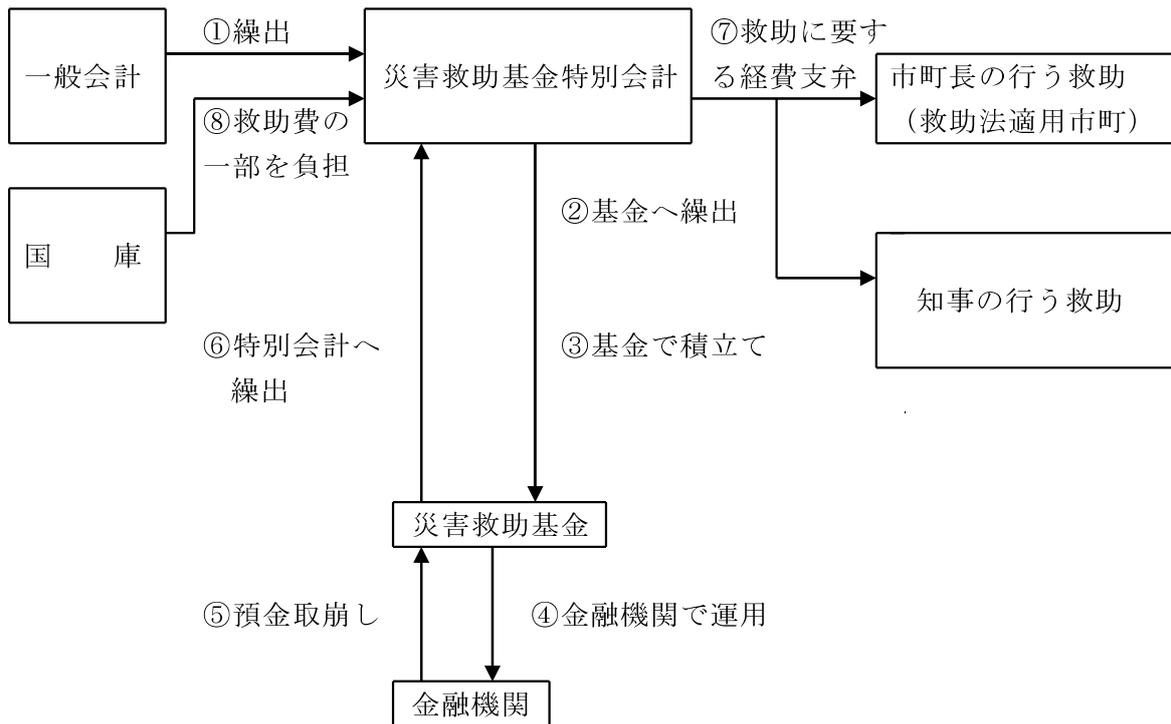
※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、愛媛県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

13-4 災害救助基金の概要（保健福祉課）

県は、災害救助法の規定に基づき、救助に要する費用等の支弁の財源に充てるため、令和7年3月31日現在において、873,152,667円を災害救助基金として積み立てている。

（参考）

災害救助基金事務の流れ



（通常処理）

- ① 一般会計から特別会計へ繰出
- ② 特別会計から基金へ繰出
- ③ 基金で積立て
- ④ 金融機関で運用

（災害発生時）

- ⑤ 預金の取崩し
- ⑥ 基金から特別会計へ繰出
- ⑦ 特別会計から市町又は県の費用として救助費用を支弁
- ⑧ 国庫が救助費の一部を負担

| | | |
|---|--|--------|
| 費用が100万円以上の場合、その額の都道府県の普通税収見込額の割合に応じ、国が負担 | | |
| ・ 普通税収見込額の 2/100 以下の部分 | | 50/100 |
| ・ " 2/100 を超え 4/100 以下の部分 | | 80/100 |
| ・ " 4/100 を超える部分 | | 90/100 |